

防人計（事）第237号
令和2年6月1日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける隊員に対する特別休暇の付与について（通達）

標記について、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第49条第1項第17号及び第50条、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第14条第12項第5号並びに自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第6条第12項第2号の規定により、下記のとおり定められたので通達する。

記

- 1 我が国における新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合において、隊員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、隊務の運営に支障のない範囲内において、必要と認められる期間の特別休暇（非常勤の隊員にあっては、年次休暇以外の休暇。以下同じ。）を与えることができる。
- 2 前項の特別休暇については、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第2条ただし書の規定により防衛大臣の承認があったものとみなし、俸給を支給することとする。
- 3 第1項の特別休暇を非常勤の隊員に対して付与するときは、これを有給の休暇とする。
- 4 規則第44条第12項に規定する所属長その他隊員の休暇を承認する権限を有する者（次項において「所属長等」という。）は、隊務の重要性を踏まえ、適切に判

断し、特別休暇の承認を行うものとする。

- 5 所属長等は、特別休暇を承認したときは、その都度、別紙様式により、隊員の氏名、休暇を承認した期間その他必要な事項を記入し、保管するものとする。
- 6 自衛官候補生並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下この項において「予備自衛官等」という。）並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下この項において「学生」という。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下この項において「生徒」という。）が第1項の要件に該当したときは、隊務の運営に支障を生じない範囲内において、自衛官候補生、学生及び生徒にあっては特別休暇を、予備自衛官等にあっては休暇を承認しても差し支えない。

添付書類：別紙様式

新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける隊員に対する特別休暇の付与について
 (防人計(事)第237号。令和2年6月1日)に基づく特別休暇付与状況

No	階級等	氏名	付与期間		特別休暇を付与するに至った事情等
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	____日 ____時 ____分	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	____日 ____時 ____分	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	____日 ____時 ____分	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	____日 ____時 ____分	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	____日 ____時 ____分	

(注) 付与期間欄は、特別休暇を最初に付与された時から最後に付与された時までを記入するとともに、付与された特別休暇の合計日数等を記入する。